

○あま市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会要綱

平成22年3月22日

告示第53号

改正 平成25年3月14日告示第31号

令和元年9月3日告示第53号

(設置)

第1条 市における高齢者福祉及び介護保険事業に関する総合的な計画(以下「計画」という。)を策定するに当たり、市民等から広く意見を聴取するため、あま市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) その他計画の策定に関し必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係機関又は団体の代表者
- (3) 行政関係職員
- (4) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、計画の策定が完了するまでとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員会の会議は、委員長が議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(意見の聴取)

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求めて説明させ、又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉部高齢福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、平成22年3月22日から施行する。

附 則(平成25年告示第31号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(令和元年告示第53号)

この告示は、公示の日から施行する。